

第12回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月5日(木)午後2時半
2. 開催場所 おりなす八女小ホール
3. 出席農業委員(22名)

1番 中村 輝義	2番 大坪 知美子	3番 服部 正文
5番 仁賀木 義文	6番 池尻 律芳	7番 平井 照也
8番 塩塚 義治	9番 樋口 重樹	10番 高山 和典
11番 國武 覚	12番 溝田 耕一	13番 仁田原 一太
14番 八田 久男	15番 田形 隆徳	16番 大津 達喜
18番 小川 哲郎	19番 松本 敬介	20番 井手 洋一
21番 原 義博	22番 丸林 京市	23番 堤 正義
24番 月足 靖彦		
4. 出席最適化推進委員(38名)

1番 伊藤 正二	3番 橋爪 寿賀夫	4番 生武 光雄
5番 樋口 祐二	6番 中島 敏彦	7番 角 秀次
8番 馬場 一登	10番 平島 修	11番 大隈 弘志
12番 上村 洋治	14番 松延 清隆	15番 室園 千秋
16番 延 和洋	17番 仁田原 正一郎	18番 栗原 武治
20番 溝田 正忠	21番 中島 清隆	22番 久木原 美成
23番 馬渡 高人	24番 古賀 則夫	25番 浅田 文男
26番 田中 勝之	27番 水本 敏明	28番 野中 敏光
29番 益本 秀明	30番 森 義則	31番 中島 広伸
32番 東 正洋	33番 野田 和宏	34番 平 和宣
35番 野中 昭男	36番 野中 円三	37番 大石 重信
39番 松崎 保元	41番 栗原 英喜	42番 栗原 嘉寿秀
43番 山口 史登	44番 今村 嗣範	
5. 欠席委員 農業委員(2名)

4番 牛島 孝之	17番 伊藤 正博
----------	-----------
6. 欠席委員 最適化推進委員(7名)

2番 池田 和本	9番 末石 敏和	13番 中嶋 壽敏
19番 松尾 康則	38番 江上 富男	40番 中村 善徳
45番 二田 俊秀		
7. 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

- 報告第 23号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
 議案第 56号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
 議案第 57号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について
- 報告第 24号 農地改良行為の届出について
 議案第 58号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
 議案第 59号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の処理について
 議案第 60号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 栗原 勝久 次長 信國 美保子 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
 黒木支所 森松 和久 立花支所 中園 弘一 木下 瑠璃花
 上陽支所 松尾 誠 星野支所 山口 輝信 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

事務局	委員の皆様お疲れ様です。会議に入ります前に、本日は事務局長が所用により休暇をいただいておりますのでお詫び申し上げます。また11月の第11回農業委員会総会におきまして、配布しておりました議案資料の訂正がございますので担当よりご説明申し上げます。
事務局	ご説明申し上げます。お手元の1枚紙で転用申請に係る土地利用計画図をご覧ください。第11回の議案資料におきまして、4条P52-1が分筆する前の仮地番で表示した計画図でしたので、修正した計画図に差し替えをお願いします。以上でございます。
議長	それでは皆様こんにちは。もう12月になったわけでございまして、非常に寒く気温が低くなったようです。矢部村なんかはまだ紅葉が続いておりますが、いよいよ冬場を向かえたかなと思います。本日は令和6年度第12回農業委員会総会という事で、農業

委員さんそれから、最適化推進委員さん69名の方に出席ご案内をいたしたところでございます。本日は大変お忙しい中にご出席くださいまして誠にありがとうございました。なお、わたくし会長として11月28日・29日に東京文京区にありますシビックホールにおいて全国農業委員会会長会議に出席して参りました。主な内容としましては食料農業基本法の改正に伴う、そして身近に迫っております地域計画に向けた支援や予算編成についての決議案等をしてきたというわけでございます。以上報告申し上げます。それではただいまより農業委員会総会を開会いたします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員22名、
農地利用最適化推進委員38名であります。
会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、10番 高山 和典 委員、14番 八田 久男 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

日程 第3・議案の上程を行います。

事務局お願いいたします。

(案件朗読)

事務局朗読のとおり報告2件・議案5件を一括議題といたします。
それでは1ページをお願いします。
報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告に

事務局	<p>ついて事務局より説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については20件です。総合計については、7ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地31筆のうち田31筆、畑0筆、合計面積33,968㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。</p> <p>本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。8ページをお願いします。</p> <p>議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を最適化推進委員1番をお願いします。</p>
推進委員 1番	<p>番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番の説明を最適化推進委員1番をお願いします。</p>

<p>推進委員 1 番</p>	<p>番号 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の耕作利便による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号 3 番の説明を最適化推進委員 1 0 番お願いします。</p>
<p>推進委員 1 0 番</p>	<p>番号 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。譲り受け人は、熊本の農園にて 6 年間、大玉トマトやスナップエンドウなどの栽培管理を中心に圃場管理責任者として勤めておられました。ご自身で農業経営をされたいとの思いで、今回申請農地に隣接した住宅にご両親と共に移住され、農業経営を開始されます。スナップエンドウやニラ等を栽培予定で、出荷先は道の駅やスーパーの直売所の予定です。将来的には J A など販路拡大したいとのことです。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

推進委員 10番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明を最適化推進委員10番お願いします。</p> <p>番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
事務局	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明を事務局よりお願いします。</p> <p>番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、申請農地に隣接する住宅を合わせて購入され、自 家消費分の野菜を作付けされる予定です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

推進委員 18番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を最適化推進委員18番お願いします。</p>
議長	<p>番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
農業委員 23番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を農業委員23番お願いします。</p>
議長	<p>番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明を事務局最適化推進委員20番お願いします。</p>

<p>推進委員 8番</p>	<p>番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明を最適化推進委員20番お願いします。</p>
<p>推進委員 20番</p>	<p>番号9番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明を最適化推進委員29番お願いします。</p>
<p>推進委員</p>	<p>番号10番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小</p>

29番	と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明を最適化推進委員32番お願いします。</p>
推進委員 32番	番号11番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明を最適化推進委員1番お願いします。</p>
推進委員 1番	番号12番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明を農業委員7番お願いします。</p>
農業委員 7番	<p>番号13番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番の説明を最適化推進委員10番お願いします。</p>
推進委員 10番	<p>番号14番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p>

	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番の説明を農業委員5番お願いします。</p>
農業委員 5番	<p>番号15番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番の説明を農業委員20番お願いします。</p>
農業委員 20番	<p>番号16番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

<p>推進委員 28番</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番の説明を最適化推進委員28番お願いします。</p> <p>番号17番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 17番</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番の説明を最適化推進委員17番お願いします。</p> <p>番号18番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p>
農業委員 10番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番の説明を農業委員10番お願いします。</p> <p>番号19番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
推進委員 30番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号20番の説明を最適化推進委員30番お願いします。</p> <p>番号20番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。譲り受け人についてご説明いたします。ご実家が八女市立花町で、すでに所有している農地を含め、管理・耕作するため定期的に帰省されております。家庭菜園の農地として利用される予定です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

<p>推進委員 3 1 番</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 1 番の説明を最適化推進委員 3 1 番お願いします。</p> <p>番号 2 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>農業委員 1 番</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 2 番の説明を農業委員 1 番お願いします。</p> <p>番号 2 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 14ページをお願いします。 議案第57号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が2件ございます。 番号1番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号2番、こちらを売買により所有権移転されるものです。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 15ページをお願いします。 報告第24号 農地改良行為の届出について説明をお願いします。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。申請地は八女警察署福島交番より北へ300メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読) この土地を客土し栗を作付される予定です。隣接農地はありません。</p>
事務局	

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>16ページをお願いします。</p> <p>議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員3番説明をお願いします。</p>
推進委員 3番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は、福岡八女農業協同組合八女北支店の西側道路を挟んで隣接した農地になります。</p> <p>(議案書朗読) この土地を農地改良し、畑として利用するための申請です。隣接する農地はありません。須利の承諾はとれており、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の報告を最適化推進委員1番をお願いします。</p>
推進委員 1番	<p>11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水は地下浸透される計画です。周辺農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>17ページをお願いします。</p> <p>議案第59号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の処理について最適化推進委員20番説明をお願いします。</p>
推進委員 20番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は、八女市黒木町湯辺田にある公立八女総合病院介護老人保健施設「回寿園」より北西に130メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読)</p> <p>この土地を譲り受けられ、自身が経営する自動車整備工場の駐車場および、自宅を建設する用地を造成するために必要な盛土を仮置きするために一時転用をする申請でした。令和6年8月26日付けで農地転用許可が交付されましたが、この度一時転用の期間内に盛土の確保が困難になったため取消願が提出されたものです。</p>
議長	<p>現地調査の報告を農業委員15番お願いします。</p>
農業委員 15番	<p>11月29日に現地調査を行った結果、申請地の現況は田として利用され盛土等、造成は実施されておりません。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>18ページをお願いします。</p> <p>議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて農業委員7番説明をお願いします。</p>
農業委員 7番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は、福岡県八女総合庁舎より北西へ100メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて、隣接する高等学校の駐輪場として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を農業委員6番お願いします。</p>
農業委員 6番	<p>11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生いたしません。雨水は南側側溝へ放流される計画です。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>
議長	<p>続いて農業委員22番説明をお願いします。</p>
農業委員 22番	<p>番号2番についてご説明いたします。申請地は、緒玉公民館より南へ200メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて、専用用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を農業委員6番お願いします。</p>
農業委員 6番	<p>11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理されます。雨水は南側側溝へ放流される計画です。</p> <p>隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p>

	<p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は2番と同じです。</p>
議長	<p>続いて最適化推進委員14番説明をお願いします。</p>
推進委員 14番	<p>番号3番についてご説明いたします。申請地は、八女市龍ヶ原にありますファミリーマート龍ヶ原店より北へ500メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読)この土地を譲り受けられて、倉庫及び駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題はないと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を最適化推進委員4番お願いします。</p>
推進委員 4番	<p>11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は西側側溝へ放流される計画です。</p> <p>隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p>

質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

以上で議案の審議は全て終了いたしました。これをもって本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉会宣言 15時20分)

令和6年12月5日

議 長 月 足 靖 彦

10番 高 山 和 典

14番 八 田 久 男